

約款 新旧対照表

『レンタルサーバーサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第3条(保証)	<p>第3条(保証)</p> <p>1. 「さくらのレンタルサーバーサービス」(一部プランを除きます)および「さくらのマネージドサーバーサービス」での標準機能である「共有SSL」において、以下の各号に定める事項は、保証の限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. SSL 暗号化通信の内容を第三者に知られることがないこと ii. 利用者が開設するサイトと第三者が開設する類似のサイトとの識別が可能となること iii. SSL 暗号化通信の内容をなす情報の第三者による改ざん、消去、取得、悪用を防止することができること、その他同通信の安全性が確保されていること iv. 利用者の使用目的に適合し、利用者の期待どおりの環境が提供されること v. SSL 暗号化通信を行う環境が中断なく提供され、完全に有効であること <p>2. 「さくらのレンタルサーバーサービス」(一部プランを除きます)および「さくらのマネージドサーバーサービス」での標準機能である「Webアプリケーションファイアウォール」において、以下の各号に定める事項は、保証の限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. Webアプリケーションの脆弱性を利用したあらゆる攻撃を検知し、防御することが可能であること、その他インターネット上に存在するあらゆる脅威に対処可能であること ii. 最新の脅威に対処可能となるよう本機能が更新されていること iii. 利用者の意図する使用目的に適合し、利用者の期待する機能を有すること iv. 本機能が中断なく提供され、完全に有効であること <p>3. 「さくらのメールボックスサービス」、「さくらのレンタルサーバーサービス」、「さくらのマネージドサーバーサービス」での標準機能である「ウイルススキャン機能」によるウイルス等の検出および駆除は、当社がKaspersky Labs Japan社から提供を受け当社システムに適用済のウイルス定義に含まれるウイルス等のみを対象としており、全てのウイルス等の検出または駆除が可能であることを保証するものではありません。また、ウイルススキャン機能によるウイルス等の検出または駆除には利用者の電子ファイルの変更または削除を伴うことがあり、変更または削除された電子ファイルを復元することはできません。</p>	<p>第3条(保証)</p> <p>1. 「さくらのレンタルサーバーサービス」(一部プランを除きます)および「さくらのマネージドサーバーサービス」での標準機能である「共有SSL」において、以下の各号に定める事項は、保証の限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. SSL 暗号化通信の内容を第三者に知られることがないこと ii. 利用者が開設するサイトと第三者が開設する類似のサイトとの識別が可能となること iii. SSL 暗号化通信の内容をなす情報の第三者による改ざん、消去、取得、悪用を防止することができること、その他同通信の安全性が確保されていること iv. 利用者の使用目的に適合し、利用者の期待どおりの環境が提供されること v. SSL 暗号化通信を行う環境が中断なく提供され、完全に有効であること <p>2. 「さくらのレンタルサーバーサービス」(一部プランを除きます)および「さくらのマネージドサーバーサービス」での標準機能である「Webアプリケーションファイアウォール」において、以下の各号に定める事項は、保証の限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. Webアプリケーションの脆弱性を利用したあらゆる攻撃を検知し、防御することが可能であること、その他インターネット上に存在するあらゆる脅威に対処可能であること ii. 最新の脅威に対処可能となるよう本機能が更新されていること iii. 利用者の意図する使用目的に適合し、利用者の期待する機能を有すること iv. 本機能が中断なく提供され、完全に有効であること <p>3. 「さくらのメールボックスサービス」、「さくらのレンタルサーバーサービス」、「さくらのマネージドサーバーサービス」での標準機能である「ウイルススキャン機能」によるウイルス等の検出および駆除は、当社がセキュリティベンダーより提供を受け当社システムに適用済のウイルス定義に含まれるウイルス等のみを対象としており、全てのウイルス等の検出または駆除が可能であることを保証するものではありません。また、ウイルススキャン機能によるウイルス等の検出または駆除には利用者の電子ファイルの変更または削除を伴うことがあり、変更または削除された電子ファイルを復元することはできません。</p>	<p>今後のセキュリティベンダーの変更の可能性を踏まえたものです。</p>
附則第1条(適用開始)	<p>附則第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成26年2月20日から適用されたレンタルサーバーサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成26年4月1日より適用されます。</p>	<p>附則第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成26年4月1日から適用されたレンタルサーバーサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成26年6月26日より適用されます。</p>	<p>本改定にともなう適用日の変更をおこないます。</p>